

那須町保育園土曜日保育事業実施要領

那須町公立保育園における土曜日保育事業の実施に関して、次のとおり必要事項を定める。

1 開所時間及び実施園

保育区分	開所時間	実施園
1日保育	7時30分～18時30分	黒田原第1、伊王野、千振

2 利用時間

保育認定区分	保育区分	利用時間
保育標準時間認定者	1日保育	7時30分～18時30分
保育短時間認定者	1日保育	8時30分～16時30分

ただし、保育短時間認定者において、利用時間を超えての利用を希望する場合は、1に掲げる開所時間内において、延長保育を利用することができる。

3 利用条件

就労等保育に欠ける事由があり、原則、平日にその代休を設け家庭保育ができる場合とする。なお、兄弟の部活、冠婚葬祭及び家族の送迎等の場合は保育に欠ける事由とならない。

4 申込書類

土曜日保育を希望する場合、次の書類を提出する。また、(1)は年度ごとに事前に提出し、(2)は土曜日保育を利用する月の前月の20日(土日・祝日の場合はその前日)の午前9時30分までに提出する。

- (1) 土曜日保育申込書
- (2) 保護者人数分の土曜日保育依頼書

5 留意事項

- (1) 年度途中で土曜保育の利用が不要となった場合、解除届を提出するものとする。
- (2) 提出期限後の申込みがあった場合、職員の配置等の都合により原則、認めない。
- (3) 給食及びおやつは、園が提供するものとする。